

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

訓 令

秋田県訓令第十一号

秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十四年四月一日

秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田県事務決裁規程（昭和五十一年秋田県訓令第七号）の一部を次のように改正する。
第十條第一項の表本庁の項第四号中「秘書課長」の下に「、人事課長、財政課長」を加え、同項中第十号を第十二号とし、第七号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

秋田県知事 寺 田 典 城

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

訓 令

秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令（一・人事課）

目 次

七 人事課長	考查員	当該事務を所掌する班の班長	
八 財政課長	考查員	当該事務を所掌する班の班長	

第十條第一項の表地方機関の項第四号中「システム科学技術学部長」を「システム科学技術学部長及びシステム科学技術研究科長」に改め、同項第六号、第八号及び第九号中「総看護婦長」を「総看護師長」に改める。

別表第一第十七号及び第十八号を削る。

別表第五秋田県立大学及び秋田県立大学短期大学部秋田県立大学学長の項第一号中「看護学部長」の次に「、システム科学技術学部長」を加え、同表秋田県立

大学及び秋田県立大学短期大学の項中

システム科学技術学部長
看護学部長

を

システム科学技術学部長
看護学部長

システム科学技術学部長
看護学部長

に改め、同表太平洋療育園園長の項第十一号中「看護学部長

秋田県訓令第十一号

秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十四年四月一日

秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田県事務決裁規程（昭和五十一年秋田県訓令第七号）の一部を次のように改正する。
第十條第一項の表本庁の項第四号中「秘書課長」の下に「、人事課長、財政課長」を加え、同項中第十号を第十二号とし、第七号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

秋田県知事 寺 田 典 城

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

システム科学技術学部長

を「看護学部長」に改め、同表太平洋療育園の項中「看護学部長」を「看護学部長」に改め、同表脳血管研究センター研究局長病院長の項第十号中「看護学部長」を「看護学部長」に改め、同表脳血管研究センターの項中「看護学部長」を

「看護学部長」に改め、リハビリテーション・精神医療センター医療部長の項第十号中「看護学部長」を「看護学部長」に改め、同表リハビリテーション・精神医療センターの項中「看護学部長」を「看護学部長」に改める。

別表第六総務部人事課地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の項第一

に改め、同表太平洋療育園園長の項第十一号中「看護学部長

中「役付職員に限る」を「本庁の課長相当職以上の職員に限る」に改め、同項第五号「生物資源科学部長」の次に、「システム科学技術研究科長」を加え、同項「生物資源科学部長」を「生物資源科学部長 及び 回務総務課長」に改め、「生物資源科学部長」を「システム科学技術研究科長」に改め、同項人事課長に回務の職員に限る旨の趣旨を添付する旨の改正(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)の項

第一号(4)人事委員会規則八三(回務手続)の項、國総法(大正十二年法律第四十八号)の項第一号及び秋田県現職年令特例(昭和二十二年秋田県条例第二十六号)の項第一号中「総務部長」を「人事課長」に改め、同条總務課の項に次のように加える。

総合防災課 法律第118号)	1 災害救助法の適用(第2条)	知 事	
	2 金銭の支給(第23条第2項)	総 務 部 長	
	3 第24条の施行に関する事務		
	(1) 医療、土木建築工事又は輸送関係者の救助に関する業務への従事(第1項)	総 務 部 長	
	(2) 公用令書の交付(第4項)	総 務 部 長	
	4 要救助者及び近隣者の救助に関する業務への協力(第25条)	総 務 部 長	
	5 第26条の施行に関する事務		
災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)	(1) 物資の保管命令及び物資の収用(第1項)	総 務 部 長	
	(2) 公用令書の交付(第2項)	総 務 部 長	
災害救助法施行規則(昭和22年総理庁、厚生省、内務省、大蔵省、	6 立入検査、報告の徴収及び検査の通知(第27条第1項、第2項、第3項)	総 務 部 長	
	7 扶助金の支給(第29条)	総 務 部 長	
災害救助法施行規則(昭和22年総理庁、厚生省、内務省、大蔵省、	1 救助の程度、方法及び期間の決定(第9条の2)	知 事	
	2 実費用弁償に関する必要事項の決定(第11条)	知 事	
災害救助法施行規則(昭和22年総理庁、厚生省、内務省、大蔵省、	1 受領調書等の交付(第2条第3項、第4項)	総合防災課長	
	2 損失補償請求書の受理(第3条)	総合防災課長	

運輸省令第1号)		3 第4条の施行に関する事務		
		(1) 救助の実施に従事できない旨の届出の受理(第2項)	総合防災課長	
		(2) 公用命令の取消し及び公用取消令書の交付(第3項)	総務部長	
災害救助法施行細則 (昭和39年秋田県規則 第38号)		1 災害報告の受理(第2条)	総務部長	
		2 救助の着手の報告の受理及びその後の処置についての指揮(第3条第2項)	総務部長	
		3 救助の実施区域の公告(第4条)	総務部長	
消防組織法(昭和22年 法律第226号)		1 第18条の2の施行に関する事務		
		(1) 消防職員等の教養訓練の計画の策定(第1号)	総合防災課長	
		(2) 市町村相互間の消防職員の人事交流のあつせん(第2号)	総務部長	
		(3) 消防統計及び消防情報の収集及び報告(第3号)	総合防災課長	
		(4) 消防施設の強化拡充の指導(第4号)	総合防災課長	
		(5) 消防思想の普及宣伝(第5号)	総合防災課長	
		(6) 消防の用に供する設備等の性能試験の実施(第6号)	総合防災課長	
		(7) 市町村消防計画の作成の指導(第7号)	総合防災課長	
		(8) 市町村の消防の相互応援に関する計画の作成の指導(第8号)	総合防災課長	
		(9) 市町村の消防が行う人命の救助活動の指導(第9号)	総合防災課長	
		(10) 市町村の行う救急業務の指導(第10号)	総合防災課長	
		(11) 消防に関する市街地の等級化(第11号)	総合防災課長	

	2 勧告、指導及び助言（第20条の2）	総合防災課長	
	3 消防統計及び消防情報に関する報告（第22条）	総合防災課長	
	4 災害防御の措置に関する協定の締結（第24条第2項）	総務部長	
	5 非常事態の場合の指示（第24条の2）	総合防災課長	
	6 第24条の3の施行に関する事務		
	（1）応援措置の要請（第1項）	知事	
	（2）消防機関の職員の応援出動等の要請（第3項）	知事	
消防法（昭和23年法律第186号）	1 第12条の4の施行に関する事務		
	（1）措置要請の受諾（第1項）	総務部長	
	（2）措置を講じた旨の通知（第3項）	総合防災課長	
	2 第13条の2の施行に関する事務		
	（1）危険物取扱者免状の交付（第3項）	総合防災課長	
	（2）危険物取扱者免状又は消防設備士免状の返納命令（第5項（第17条の7第2項において準用する場合を含む。））	総務部長	
	3 危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施（第13条の23）	総合防災課長	
	4 消防設備士免状の交付（第17条の7第1項）	総合防災課長	
	5 消防用設備等の工事又は整備に関する講習の実施（第17条の10）	総合防災課長	
	6 消防用機械器具等の検定表示の除去等（第21条の12）	総合防災課長	

消防法施行令（昭和36年政令第37号）	7	報告の徴収及び立入検査等（第21条の13第1項）	総合防災課長	
	8	第22条の施行に関する事務		
		(1) 気象状況の通報の受理（第1項）	総合防災課長	
		(2) 市町村長への通報（第2項）	総合防災課長	
	9	火災原因の調査の請求（第35条の3の2第1項）	総合防災課長	
	10	第35条の6の施行に関する事務		
		(1) 救急業務の実施の要請（第1項）	総務部長	
		(2) 救急業務に係る市町村の意見の聴取（第2項）	総務部長	
	1	消防設備士免状の書換え（第36条の5）	総合防災課長	
	2	消防設備士免状の再交付（第36条の6）	総合防災課長	
危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）	1	危険物取扱者免状の書換え交付（第34条）	総合防災課長	
	2	危険物取扱者免状の再交付（第35条第1項）	総合防災課長	
	1	災害対策本部の設置（第23条第1項）	知事	
	2	第29条の施行に関する事務		
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）		(1) 指定行政機関等の職員の派遣の要請（第1項）	総務部長	
		(2) 委員会又は委員の職員の派遣要請に係る協議（第3項（第30条第3項において準用する場合を含む。））	総務部長	
	3	指定行政機関等の職員の派遣のあつせん請求及び市町村長等のあつせん要請の受諾（第30条第1項）	総務部長	

4	要請又はあつせんに基づく職員の派遣（第31条）	総 務 部 長	
5	派遣職員に関する資料の提出（第33条）	総 合 防 災 課 長	
6	防災基本計画の通知の受理（第34条第2項）	総 合 防 災 課 長	
7	指定行政機関の防災業務計画の通知の受理（第36条第2項）	総 合 防 災 課 長	
8	指定公共機関の防災業務計画の通知の受理（第39条第2項）	総 合 防 災 課 長	
9	市町村地域防災計画の作成等に係る協議（第42条第3項）	総 合 防 災 課 長	
10	第53条の施行に関する事務		
	（1）市町村長の災害の状況及び措置の概要についての報告の受理（第1項）	総 合 防 災 課 長	
	（2）災害の状況及び措置の概要の報告（第2項）	総 合 防 災 課 長	
	（3）中央防災会議に対する通報（第5項）	総 合 防 災 課 長	
11	予想される災害の事態及びこれに対して執るべき措置についての関係者に対する通知又は要請（第55条）	総 務 部 長	
12	通信設備の優先利用等（第57条）	総 務 部 長	
13	市町村長の行った立退き勧告等についての報告の受理（第60条第3項（第4項及び第61条第3項において準用する場合を含む。））	総 務 部 長	
14	応急措置を実施するための応援の要求又は応急措置の実施の要請の受託（第68条第1項）	総 務 部 長	
15	災害時の市町村からの事務の一部受託（第69条）	総 務 部 長	
16	第70条の施行に関する事務		

	(1) 応急措置の実施(第1項)	総務部長	
	(2) 応急措置の実施の要請等(第3項)	総務部長	
	17 第71条の施行に関する事務		
	(1) 従事命令、収用、報告の徴収等(第1項)	総務部長	
	(2) 知事の権限の市町村長への委任(第2項)	総務部長	
	18 応急措置の実施等の指示(第72条第1項)	総務部長	
	19 市町村長の応急措置の代行(第73条第1項)	知事	
	20 応急措置の実施についての応援の要求(第74条第1項)	知事	
	21 応急措置の実施に関する事務の一部の委託(第75条)	知事	
	22 指定行政機関の長等からの応急措置の実施の要請又は指示の受諾(第77条第2項)	総務部長	
	23 指定公共機関等からの応援措置の要請の受諾(第80条第2項)	総務部長	
	24 公用令書の交付(第81条第1項)	総務部長	
災害対策基本法施行令 (昭和37年政令第288号)	1 第28条の施行に関する事務		
	(1) 事務の委託等に係る総務大臣への届出(第3項)	総務部長	
	(2) 事務の委託等に係る議会への報告(第4項)	総務部長	
	2 権限の一部を市町村長に委託した旨の公示(第29条第2項)	総務部長	
3 第30条の施行に関する事務			

	(1) 代行事務の市町村長への引継ぎ(第2項)	知 事	
	(2) 事務の代行の終了等の通知(第3項)	知 事	
	4 事務の委託等に係る公示及び総務大臣への届出(第31条第3項)	総 務 部 長	
	5 第33条の施行に関する事務		
	(1) 緊急通行車両の確認(第1項)	総合防災課長 地 方 部 長	
	(2) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付(第2項)	総合防災課長 地 方 部 長	
	6 公用変更命令書又は公用取消令書の交付(第34条第1項)	総 務 部 長	
	第3条の施行に関する事務		
	(1) 集団移転促進事業計画の承認に係る進達及び意見の申出(第4項(第6項において準用する場合を含む。))	総 務 部 長	
	(2) 集団移転促進事業計画の軽微な変更の届出に係る進達(第7項)	総合防災課長	
石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)	1 第二種事業所の指定(第2条第5号)	総 務 部 長	
	2 第一種事業所の新設に関する計画についての意見の具申(第5条第4項(第7条第2項において準用する場合を含む。))	総 務 部 長	
	3 特別防災区域の指定についての意見の具申(第38条)	総 務 部 長	
	4 報告の徴収(第39条)	総 務 部 長	
	5 立入検査(第40条)	総 務 部 長	
	6 第41条の施行に関する事務		

秋田県消防、水防功勞者表彰規則（昭和31年秋田県規則第48号）	表彰者の決定（第5条）	総務部長	
		総務部長	
		総務部長	
秋田県消防団員等賞じゆつ金支給条例施行規則（昭和44年秋田県規則第17号）	1 賞じゆつ金の支給の可否及びその額の決定（第5条第1項）	総務部長	
	2 賞じゆつ金の支給を決定した旨の通知（第6条第1項）	総合防災課長	

別表第六企画振興部学術振興課学校教育法（昭和二十二年法律第十六号）の項を次のように改める。

学校教育法（昭和22年法律第26号）	1 私立専修学校の設置廃止（課程の設置廃止を含む。）、設置者変更及び目的変更の認可（第82条の8第1項）	企画振興部長	学校法人の場合にあつては、教育長
	2 私立専修学校の閉鎖命令（第82条の11第1項において準用する第13条）	企画振興部長	学校法人の場合にあつては、教育長
	3 私立各種学校の設置廃止、設置者変更及び収容定員に係る学則変更の認可（第83条第2項において準用する第4条第1項）	企画振興部長	学校法人の場合にあつては、教育長
	4 私立各種学校の閉鎖命令（第83条第2項において準用する第13条）	企画振興部長	学校法人の場合にあつては、教育長
	5 第84条の施行に関する事務		

私立学校法施行令（昭和25年政令第31号）	1 知事を所轄庁とする私立専修学校又は私立各種学校のみを設置している場合における知事を經由して行う文部科学大臣への認可申請の受理及び進達（第1条第2項）	学術振興課長	
	2 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人の準学校法人となる場合における寄附行為変更等による文部科学大臣との協議（第2条）	企画振興部長	
私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）	第16条において準用する第12条の施行に関する事務		
	（1）準学校法人の収容定員超過の是正命令（第2号）	企画振興部長	
	（2）準学校法人の予算変更の勧告（第3号）	企画振興部長	
	（3）準学校法人の役員解職の勧告（第4号）	企画振興部長	

別表第六企画振興部市町村課行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）の項を削り、同表企画振興部市町村課地方公務員等共済組合法施行令（昭和二十七年政令第三百五十一号）の項を削り、同表「第16条第4項」を「第16条第6項」に改め、同

表企画振興部市町村課公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項の次に次のように加える。

半島振興法（昭和60年法律第63号）	1 第2条の施行に関する事務		
	（1）地域の指定の申請（第1項）	知事	
	（2）関係市町村長への協議（第2項）	企画振興部長	
	2 第3条の施行に関する事務		
	（1）半島振興計画の作成等（第1項（第5項において準用する場合を含む。））	企画振興部長	
地方拠点都市地域の整備及び産業	（2）関係市町村長への協議（第3項（第5項において準用する場合を含む。））		
	1 第4条の施行に関する事務	企画振興部長	

<p>3 報告の徴収及び立入検査（第9条の4第1項）</p>	<p>地 方 部 長</p>	
<p>(1) 一の地方部の所管区域内において行われた違反行為に係るもの</p>	<p>地 方 部 長</p>	
<p>(2) 一の地方部の所管区域を超えて行われた違反行為に係るもの</p>	<p>生活環境文化部長</p>	

別表第六生活環境文化部長官文化政策課消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の項第三号中「特別製品」を「製品」に改め、同表生活環境文化部長官文化政策課国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）の項第三号中

「第30条」を「第30条第1項」に改め、同表生活環境文化部長官文化政策課秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和五十一年秋田県条例第四号）の項第一号を次のように改める。

<p>11 第22条の施行に関する事務</p>		
<p>(1) 緊急時の勧告（第1項）</p>	<p>生活環境文化部長</p>	
<p>(2) 勧告に従わない旨の公表（第2項）</p>	<p>生活環境文化部長</p>	

別表第六生活環境文化部長官文化政策課特定取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の項第一号中「必要な」を「訪問販売に係る必要な」に改め、同項第一号中「業務」を「訪問販売に関する業務」に改め、同表第三号中「必要な」を「連

続販売取引に係る必要な」に改め、同項第五号中「第66条」を「第66条第1項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第四号の次に次の五号を加える。

<p>5 特定継続的役務提供に係る必要な措置の指示（第46条）</p>	<p>地 方 部 長 生活センター所長</p>	
<p>6 特定継続的役務提供に関する業務の停止命令及び公表（第47条）</p>		
<p>(1) 業務の停止命令（第1項）</p>	<p>地 方 部 長 生活センター所長</p>	
<p>(2) 公表（第2項）</p>	<p>生活環境文化部長</p>	

7	業務提供誘引販売取引に係る必要な措置の指示(第56条)	地 方 部 長 生活センター所長	
8	業務提供誘引販売取引に関する業務の停止命令及び公表(第57条)		
	(1) 業務の停止命令(第1項)	地 方 部 長 生活センター所長	
	(2) 公表(第2項)	生活環境文化部長	
9	第60条の施行に関する事務		
	(1) 申出の受理(第1項)	地 方 部 長 生活センター所長	
	(2) 調査(第2項)	地 方 部 長 生活センター所長	

別表第六生活環境文化部消防防災課の項を削り、同表生活環境文化部環境政策課水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第四十八号)の項第十七号(中「知事」を「生活環境文化部長」に改め、同号(中「生活環境文化部長」を「環境政策課長」に改め、

同項第十八号(中「通知」の次に「の受理」を加え、同表生活環境文化部環境政策課環境影響評価法施行令(平成九年政令第三百四十六号)の項の次に次のように加え

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)			
1	電子計算機の指定(第2条第7項)	環 境 政 策 課 長	
2	第5条の施行に関する事務		
	(1) 第一種指定化学物質の排出量及び移動量に関する届出の受理並びに主務大臣への報告(第3項)	環 境 政 策 課 長	
	(2) 第一種指定化学物質の排出量及び移動量に関する届出に係る意見の添付(第3項)	環 境 政 策 課 長	
3	主務大臣からの通知の受理(第6条第3項)	環 境 政 策 課 長	

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律施行令（平成12年政令第138号）	4 第7条の施行に関する事務		
	(1) 第6条第5項の決定に係る第一種指定化学物質の名称の通知の受理（第2項）	環境政策課長	
	(2) 第6条第4項の決定に係る第一種指定化学物質の名称の通知の受理（第3項）	環境政策課長	
	(3) 説明の要求（第5項）	環境政策課長	
	5 第8条の施行に関する事務		
	(1) フォイル記録事項の通知の受理（第2項）	環境政策課長	
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律施行令（平成12年政令第138号）	(2) 集計結果の通知の受理（第4項）	環境政策課長	
	(3) 集計結果の公表（第5項）	生活環境文化部長	
	6 資料提供の要求及び意見の具申（第13条）	生活環境文化部長	
	電子情報処理組織の使用に係る届出の受理（第9条第2項）	環境政策課長	
	第12条の施行に関する事務		
	(1) 識別番号及び暗証番号の通知（第2項）	環境政策課長	
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律施行規則（平成13年財務省、文科科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号）	(2) 電子情報処理組織の使用に係る変更等の届出の受理（第2項）	環境政策課長	
	(3) 電子情報処理組織の使用停止命令（第4項）	生活環境文化部長	

別表第六生活環境文化政策課特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）の項第一号（一）及び第二号（一）中「第一項（一）の次に「第12条第2項及び」を加え、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号まで一号ずつ繰り上げ、同項に次の十二号を加える。」

<p>9 第26条の施行に関する事務</p> <p>(1) 第二種特定製品引取業者の登録（第1項（第12条第2項及び第13条第2項において準用する場合を含む。））</p> <p>(2) 登録の通知（第2項（第12条第2項及び第13条第2項において準用する場合を含む。））</p>	<p>環境政策課長</p>	
<p>10 第27条の施行に関する事務</p> <p>(1) 第二種特定製品引取業者の登録の拒否（第1項（第12条第2項及び第13条第2項において準用する場合を含む。））</p> <p>(2) 登録の拒否の通知（第2項（第12条第2項、第13条第2項及び第17条第2項において準用する場合を含む。））</p>	<p>環境政策課長</p>	
<p>11 第二種特定製品引取業者の廃業等の届出の受理（第28条において準用する第15条第1項）</p> <p>12 第二種特定製品引取業者の登録の抹消（第28条において準用する第16条）</p>	<p>環境政策課長</p>	
<p>13 第二種特定製品引取業者の登録の取消し又は業務の停止命令（第28条において準用する第17条第1項）</p> <p>14 第30条の施行に関する事務</p> <p>(1) 第二種フロン類回収業者の登録（第1項（第12条第2項及び第13条第2項において準用する場合を含む。））</p> <p>(2) 登録の通知（第2項（第12条第2項及び第13条第2項において準用する場合を含む。））</p>	<p>環境政策課長</p>	
<p>15 第31条の施行に関する事務</p> <p>(1) 第二種フロン類回収業者の登録の拒否（第1項（第12条第2項及び第13条第2項において準用する場合を含む。））</p> <p>(2) 登録の拒否の通知（第2項（第12条第2項、第13条第2項及び第17条第2項において準用する場合を含む。））</p>	<p>環境政策課長</p>	
<p>16 第32条の施行に関する事務</p> <p>(1) 第二種フロン類回収業者の登録（第2項）</p> <p>(2) 登録の通知（第4項において準用する第30条第2項）</p>	<p>環境政策課長</p>	
<p>(3) 登録の拒否の通知（第4項において準用する第31条第2項）</p>	<p>環境政策課長</p>	

17 第二種フロン類回収業者の廃業等の届出の受理（第33条第1項において準用する第15条第1項）	環 境 政 策 課 長	
18 第二種フロン類回収業者の登録の抹消（第33条第1項において準用する第16条）	環 境 政 策 課 長	
19 第二種フロン類回収業者の登録の取消し又は業務の停止命令（第33条第1項において準用する第17条第1項）	環 境 政 策 課 長	
20 第二種フロン類回収業者の登録の取消し又は停止命令に係る国土交通大臣への通知（第33条第2項において準用する第17条第1項）	環 境 政 策 課 長	

別表第六生活環境文化部長環境政策課の項に次のとおりである。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則（平成13年経済産業省・環境省令第13号）	第一種フロン類回収業者の引渡義務の例外的認定（第7条）	環 境 政 策 課 長	
--	-----------------------------	-------------	--

別表第六生活環境文化部長環境政策課の項に次のとおりである。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）	1 第7条の施行に関する事務		
	(1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定（第1項）	生 活 環 境 文 化 部 長	
	(2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の公表（第3項）	生 活 環 境 文 化 部 長	
	2 保管等の届出の受理（第8条）	保 健 所 長	
	3 保管等の状況の公表（第9条）	生 活 環 境 文 化 部 長	
4 事業者の地位の承継の届出の受理（第12条第2項）	保 健 所 長		
5 指導及び助言（第14条）	保 健 所 長		

	6 改善命令(第16条第1項)	生活環境文化部長
	7 報告の徴収(第17条)	保 健 所 長
	8 立入検査(第18条第1項)	保 健 所 長
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則(平成13年環境省令第23号)		
事業場の変更の届出の受理(第5条)		
保 健 所 長		

別表第六生活環境文化部生活衛生課水道法(昭和三十一年法律第百七十七号)の項
 第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。
 中第十一号を第十六号とし、第九号から第十一号までを四号ずつ繰り下げ、第八号を

12 水道用水供給事業の変更の届出の受理(第30条第3項)	生活衛生課長
-------------------------------	--------

別表第六生活環境文化部生活衛生課水道法(昭和三十一年法律第百七十七号)の項
 第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。
 中第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、回項第五号中「第11条」を「第11条第

7 水道事業の廃止の届出の受理(第11条第2項(第31条において準用する場合を含む。))	生活衛生課長
8 業務の委託等の届出の受理(第24条の3第2項(第31条において準用する場合を含む。))	生活衛生課長

別表第六生活環境文化部生活衛生課水道法(昭和三十一年法律第百七十七号)の項
 第四号の次に次の一号を加える。

5 水道事業の変更の届出の受理(第10条第3項)	生活衛生課長
--------------------------	--------

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）

1	第4条の施行に関する事務		
	(1) 基本計画の策定（第1項）	農林水産部長	
	(2) 基本計画の策定等に係る協議（第3項）	農林水産部長	
	(3) 基本計画の策定等の公表（第4項）	農林水産部長	
2	改善措置についての計画の認定（第5条）	農林政策課長 総合農林事務所長	
3	第6条の施行に関する事務		
	(1) 改善措置についての計画の変更の認定（第1項）	農林政策課長 総合農林事務所長	
	(2) 改善措置についての計画の認定の取消し（第2項）	農林政策課長	
4	第11条の施行に関する事務		
	(1) センターの指定（第1項）	農林水産部長	
	(2) センターの指定の公示（第2項）	農林水産部長	
	(3) センターの名称等の変更の届出の受理（第3項）	農林水産部長	
	(4) センターの名称等の変更の公示（第4項）	農林水産部長	
5	業務規程の認可（第19条）	農林水産部長	
6	第20条の施行に関する事務		
	(1) 事業計画及び収支予算書の認可（第1項）	農林水産部長	

	(2) 事業報告書等の受理(第2項)	農林水産部長	
	7 業務に関する報告の徴収(第22条)	農林水産部長	
	8 監督命令(第23条)	農林水産部長	
	9 第24条の施行に関する事務		
	(1) センターの指定の取消し(第1項)	農林水産部長	
	(2) センターの指定の取消しの公示(第2項)	農林水産部長	

別表第六農政部農業政策課の項の次に次のとおり加える。

森林環境対策室	森林法(昭和26年法律第249号)	1 第4条の施行に関する事務		
		(1) 全国森林計画及び森林整備事業計画に係る意見の具申(第7項)	農林水産部長	
		(2) 全国森林計画及び森林整備計画に係る通知の受理(第9項)	農林水産部長	
		2 第5条の施行に関する事務		
		(1) 地域森林計画の策定(第1項)	農林水産部長	生活環境文化部長 (自然保護課)
		(2) 地域森林計画の変更(第4項)	農林水産部長	建設交通部長 (建設市計画課)
		3 第6条の施行に関する事務		
		(1) 地域森林計画の案の公告及び縦覧(第1項)	農林水産部長	
		(2) 意見の申立ての受理(第2項)	農林水産部長	

(3) 森林審議会等の意見の聴取(第3項)	農 林 水 産 部 長	
(4) 農林水産大臣への協議(第5項)	農 林 水 産 部 長	
(5) 地域森林計画の公表、通知及び報告(第6項)	農 林 水 産 部 長	
4 森林計画区に係る意見の具申(第7条第1項)	農 林 水 産 部 長	
5 市町村森林整備計画の協議(第10条の5第7項(第10条の6第4項において準用する場合を含む。))	総合農林事務所長	
6 市町村森林整備計画を変更すべき旨の通知(第10条の6第1項)	総合農林事務所長	農 林 水 産 部 長 (森 林 整 備 課)
7 間伐又は保育についての勧告に係る調停及び裁定(第10条の11、第10条の11の4)	総合農林事務所長	
8 森林整備協定の締結のおつせん(第10条の14)	総合農林事務所長	
9 第19条の施行に関する事務		
(1) 森林施業計画の認定等(第1項)	森林環境対策室長 総合農林事務所長	
(2) 認定等に係る関係市町村長の意見の聴取(第3項)	森林環境対策室長 総合農林事務所長	
(3) 関係市町村長への認定等の通知(第4項)	森林環境対策室長 総合農林事務所長	
10 立入調査等の許可(第49条第6項)	総合農林事務所長	
11 第188条の施行に関する事務		
(1) 報告の徴収又は立入調査(第1項、第2項)	森林環境対策室長 総合農林事務所長	

農山村振興課	森林法施行令(昭和26年政令第276号)	(2) 立入調査員証の交付(第3項)	農林水産部長
	森林審議会の部会の設置(第7条)		
農山村振興課 法律第180号)		1 基本調査の実施計画の作成等(第5条第1項、第2項、第3項)	農山村振興課長
		2 第6条の施行に関する事務	
		(1) 市町村等が行う国土調査の実施計画等の審査、勧告又は助言及び国土調査としての指定(第3項)	農林水産部長
		(2) 国土交通大臣等の意見の聴取(第4項)	農山村振興課長
		(3) 国土調査の指定の公示(第5項)	農山村振興課長
		3 第6条の3の施行に関する事務	
		(1) 地籍調査に関する県計画の作成等(第1項)	農林水産部長
		(2) 事業計画の作成(第2項)	農林水産部長
		(3) 国土交通大臣への承認申請(第3項)	農林水産部長
		(4) 事業計画の公示及び通知(第5項)	農山村振興課長
		4 作業規程の作成及び通知(第6条の4第2項)	農山村振興課長
		5 国土調査の実施の公示(第7条)	農山村振興課長
		6 国土調査の実施の勧告(第8条第4項)	農山村振興課長
		7 国土調査の実施の委託(第10条)	農山村振興課長
		8 国土利用計画地方審議会への調査審議の請求(第15条)	農林水産部長

	9 地図及び簿冊の作成、公告及び閲覧(第17条第1項)	農山村振興課長	
	10 地図及び簿冊の送付(第18条)	農山村振興課長	
	11 第19条の施行に関する事務		
	(1) 成果の認証の請求(第1項)	農山村振興課長	
	(2) 成果の認証(第2項)	農山村振興課長	
	(3) 国土交通大臣等への承認申請(第3項)	農山村振興課長	
	(4) 成果認証の公告(第4項)	農山村振興課長	
	12 成果の写しの送付(第20条第1項)	農山村振興課長	
	13 第21条の施行に関する事務		
	(1) 成果の写しの送付(第1項)	農山村振興課長	
	(2) 成果の写しの保管及び閲覧(第2項)	農山村振興課長	
	14 報告の請求又は勧告(第22条第2項)	農山村振興課長	
	15 国土調査の実施状況の報告の請求(第22条の2第2項)	農山村振興課長	
	16 報告及び資料の提出の請求(第23条第2項、第3項)	農山村振興課長	
山村振興法(昭和40年法律第64号)	農林漁業経営改善(振興)計画の認定(第17条)	総合農林事務所長	
入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和41年法律第126号)	1 第6条の施行に関する事務 (1) 入会林野整備計画の適否の決定等(第1項、第4項(第9条第4項において準用する場合を含む。))	農林水産部長	

(2) 市町村長等の意見の聴取(第3項)	農山村振興課長	
2 異議申出に対する決定等(第7条第2項、第4項)	農林水産部長	
3 調停案の作成、提示及び受諾勧告(第8条第3項、第4項)	農林水産部長	
4 規約又は代表者の変更の届出の受理(第9条第6項)	農山村振興課長	
5 第10条の施行に関する事務		
(1) 認可の申請の却下(第1項)	知事	
(2) 異議申出人に対する通知(第2項)	農林水産部長	
6 第11条の施行に関する事務		
(1) 入会林野整備計画の認可(第1項)	農林水産部長	
(2) 金銭の供託命令(第2項)	農山村振興課長	
(3) 認可の公告(第3項)	農林水産部長	
(4) 管轄登記所への計画書の送付(第3項)	総合農林事務所長	
7 嘱託登記(第14条第1項、第2項、第3項(第23条第2項において準用する場合を含む。))	総合農林事務所長	
8 入会権者に対する援助(第17条)	総合農林事務所長	
9 第22条の施行に関する事務		
(1) 旧慣使用林野整備計画の認可等(第1項、第4項)	農林水産部長	
(2) 市町村長等の意見の聴取(第2項)	農山村振興課長	

		推進課長 総合農林事務所長	
(4) 卸売業の廃止の届出の受理(第1項)		水田 総合利用 推進課長 総合農林事務所長	
(5) 登録卸売業者の事業報告書の受理(第1項)		水田 総合利用 推進課長 総合農林事務所長	
(6) 登録卸売業者の業務の運営に関する改善命令(第1項)		農林水産部 総合農林事務所長	
(7) 卸売業の登録の取消し又は業務の停止命令(第1項)		農林水産部 総合農林事務所長	
(8) 卸売業の登録の抹消(第1項)		水田 総合利用 推進課長 総合農林事務所長	
4 小売業の登録(第43条第1項)		水田 総合利用 推進課長 総合農林事務所長	
5 小売業の変更の登録(第45条第1項)		水田 総合利用 推進課長 総合農林事務所長	
6 第47条の施行に関する事務			
(1) 小売業の更新の登録(第1項)		水田 総合利用 推進課長 総合農林事務所長	
(2) 登録小売業者の業務承継の届出の受理(第1項)		水田 総合利用 推進課長 総合農林事務所長	

	<p>(3) 登録小売業者の登録事項の変更の届出の受理(第1項)</p>	<p>水田 総合利用推進課長 総合農林事務所長</p>
	<p>(4) 小売業の廃止の届出の受理(第1項)</p>	<p>水田 総合利用推進課長 総合農林事務所長</p>
	<p>(5) 登録小売業者の業務の運営に関する改善命令(第1項)</p>	<p>農林水産部長 総合農林事務所長</p>
	<p>(6) 小売業の登録の取消し又は業務の停止命令(第1項)</p>	<p>農林水産部長 総合農林事務所長</p>
	<p>(7) 小売業の登録の抹消(第1項)</p>	<p>水田 総合利用推進課長 総合農林事務所長</p>
	<p>7 登録販売業者等からの報告の徴収等(第75条第2項)</p>	<p>農林水産部長 総合農林事務所長</p>

別表第六農政部農産園芸課地力増進法(昭和五十九年法律第三十四号)の項を削り、同表農政部農産園芸課主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令(平成七年政令第九十八号)の項第一号及び第二号中「農政部長」を「農林水産部長」に改め、同項第三号及び第四号中「農産園芸部長」を「水田総合利用推進課長」に改め、同表農政部農産園芸課持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成十一年法律第百十号)の項を削り、同表農政部畜産課牧野法(昭和二十五年法律第百九十四号)の項第一号及び第二号中「畜産課長」を「農畜産課長」に改め、同項第三号及び第四号中「農政部長」を「農林水産部長」に改め、同項第五号から第十号までの規定中「野鳥部長」を「農畜産課長」に改め、同表農政部畜産課牧野法施行令(昭和二十五年政令第二百四十四号)の項及び家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)の項第一号中「農政部長」を「農林水産部長」に改め、同項第二号から第五号まで及び第十号から第十二号まで、同表農政部畜産課家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)の項並びに同表農政部畜産課家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)の項第一号から第六号までの規定中「畜産課長」

を「農畜産課長」に改め、同項第九号中「農政部長」を「農林水産部長」に改め、同項第十号及び第十一号並びに同表農政部畜産課家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)の項第一号及び第二号中「畜産課長」を「農畜産課長」に改め、同項第三号中「農政部長」を「農林水産部長」に改め、同項第五号中「畜産課長」を「農畜産課長」に改め、同表農政部畜産課家畜伝染病まん延防止規則(昭和二十五年秋田県規則第五十一号)の項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)の項第一号中「農政部長」を「農林水産部長」に改め、同項第二号から第五号まで及び同表農政部畜産課飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則(昭和五十一年農林省令第三十六号)の項中「野鳥部長」を「農畜産課長」に改め、同表農政部畜産課酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百八十二号)の項第一号から第六号までの規定中「農政部長」を「農林水産部長」に改め、同項第七号から第十号まで及び第十一号(1)中「畜産課長」を「農畜産課長」に改め、同項(2)中「農政部長」を「農林水産部

「長」に改め、同項第十二号及び第十三号(一)中「畜産課長」を「農畜産振興課長」に改め、同号(二)及び同項第十四号中「農政部長」を「農林水産部長」に改め、同項第十五号中「畜産課長」を「農畜産振興課長」に改め、同項第十六号中「農政部長」を「農林水産部長」に改め、同項第十七号中「畜産課長」を「農畜産振興課長」に改め、同項第十八号(一)中「農政部長」を「農林水産部長」に改め、同号(二)同項第十九号及び同表農政部長畜産課長(畜産課長)の振興法(昭和三十年法律第五十八号)の項第三号中「畜産課長」を「農畜産振興課長」に改め、同表農政部長畜産課長(畜産課長)の振興法施行規則(昭和三十

十年農林省令第四十五号)家畜取引法(昭和三十一年法律第五十三号)の項第一号中「農政部長」を「農林水産部長」に改め、同項第四号から第十七号までの規定中「農政部長」を「農畜産振興課長」に改め、同項第四号から第十七号までの規定中「農政部長」を「農林水産部長」に改め、同項第十八号及び同表農政部長畜産課長(畜産課長)の振興法(昭和三十年法律第四十九号)の項中「畜産課長」を「農畜産振興課長」に改め、同表農政部長畜産課動物用医薬品等取締規則(昭和三十六年農林省令第三号)の項の次に次のように加える。

果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)		1 第2条の3の施行に関する事務		
	(1) 果樹農業振興計画の策定(第1項)		農林水産部長	農林政策課長
	(2) 学識経験を有する者の意見の聴取(第4項(第2条の4において準用する場合を含む。))		農畜産振興課長	
	(3) 果樹農業振興計画の提出及び公表(第5項(第2条の4において準用する場合を含む。))		農畜産振興課長	農林政策課長
	2 果樹園経営計画の認定(第4条)		農畜産振興課長	
	3 報告の徴収(第8条)		農畜産振興課長	

別表第六農政部長畜産課畜産物の価格安定等に関する法律(昭和二十六年法律第八十三号)の項中「畜産課長」を「農畜産振興課長」に改め、同表農政部長畜産課加工原料(乳生産者補助金等)の振興法(昭和四十年法律第五十一号)の項第一号中「農政部長」を「農林水産部長」に改め、同項第二号及び第三号中「畜産課長」を「農畜産振

興課長」に改め、同項第四号中「農政部長」を「農林水産部長」に改め、同項第五号及び同表農政部長畜産課加工原料(乳生産者補助金等)の振興法施行令(昭和四十年政令第三百二十八号)の項中「畜産課長」を「農畜産振興課長」に改め、同項の次に次のように加える。

地力増進法(昭和59年法律第34号)	1 地力増進地域の指定及び指定の解除並びにこれらの公表(第4条)	農林水産部長	生活環境文化部長 (環境政策課) 農林政策課長 農山村振興課長 農地整備課長
--------------------	----------------------------------	--------	--

2	地力増進対策指針の策定及び変更並びにこれらの公表(第6条)	農畜産振興課長	
3	地力増進地域の農業者に対する勧告(第7条第2項)	農畜産振興課長	
4	立入調査(第9条第1項)	農畜産振興課長	
5	土壌改良材の表示の基準に係る農林水産大臣への申出(第11条第2項)	農林水産部長	

別表第六農政部署課長用子午生産安定等特別措置法(昭和六十二年法律第九十八号)の項中「農政部長」を「農林水産部長」と改め、同項の次に次のように加える。

別表第六農政部署課長用子午生産安定等特別措置法(昭和六十二年法律第九十八号)の項中「農政部長」を「農林水産部長」と改め、同項の次に次のように加える。

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)			
1	第3条の施行に関する事務		
	(1) 導入指針の策定(第1項)	農林水産部長	
	(2) 導入指針の変更(第2項)	農林水産部長	
	(3) 導入指針の公表(第3項)	農林水産部長	
2	導入計画の認定(第4条第1項)	総合農林事務所長	
3	第5条の施行に関する事務		
	(1) 導入計画の変更の認定(第1項)	総合農林事務所長	
	(2) 導入計画の認定の取消し(第2項)	総合農林事務所長	
4	認定導入計画の実施状況についての報告の徴収(第9条)	総合農林事務所長	

別表第六農政部畜産課家畜排せし物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百一十号）の項第一号中「畜産課長」を「農畜産振興課長」に改め、同項第四号中「農政部長」を「農林水産部長」に改め、同表農政部畜産課秋田県家畜管理規則（昭和三十五年秋田県規則第四十五号）の項第一号、第二号及び第四号

中「畜産課長」を「農畜産振興課長」に改め、同項第五号中「農政部長」を「農林水産部長」に改め、同項第六号及び第七号中「畜産課長」を「農畜産振興課長」に改め、同項第八号中「農政部長」を「農林水産部長」に改め、同表農政部農地計画課土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の項第八号を次のように改める。

8 組合員以外の者に対する経費の賦課の認可（第36条第8項（第84条において準用する場合を含む。））	総合農林事務所長	
--	----------	--

別表第六農政部農地計画課土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の項第十五号⁽¹⁾中「農政部長」を「農林水産部長」に改め、同項第十八号⁽¹⁾中「農地計画課長」を「農地整備課長」に改め、同項第二十六号及び第二十七号⁽²⁾中「農政部長」を「農林水産部長」に改め、同項第二十八号⁽³⁾中「農地計画課長」を「農地整備課長」に改め、同項⁽⁴⁾及び同項第二十九号⁽⁴⁾中「農政部長」を「農林水産部長」に改め、同項⁽⁵⁾中「農地計画課長」を「農地整備課長」に改め、同項第三十号⁽¹⁾中「変更」を「変更等」に改め、同項⁽³⁾中「農政部長」を「農林水産部長」に改め、同項⁽⁵⁾中「農地計画課長」を「農地整備課長」に改め、同項⁽⁶⁾及び第三十三号から第三十七号⁽⁶⁾の規定中「農政部長」を「農林水産部長」に改め、同項第三十八号中「農地計画課長」を「農地整備課長」に改め、同項第三十九号及び第四十

号中「農政部長」を「農林水産部長」に改め、同項第四十一号中「農地計画課長」を「農地整備課長」に改め、同項第四十三号⁽²⁾中「認可」を「同意」に改め、同項第四十五号⁽²⁾及び第四十六号⁽⁶⁾中「農政部長」を「農林水産部長」に改め、同項第五十八号中「農地計画課長」を「農地整備課長」に改め、同項第五十九号から第六十二号⁽⁶⁾の規定中「農政部長」を「農林水産部長」に改め、同表農政部農地計画課土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）の項中「農政部長」を「農林水産部長」に改め、同表農政部農地計画課国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）の項を削り、同表農政部農地整備課公害防止事業費事業者負担法の項を次のように改める。

公害防止事業費事業者負担法	1 強制徴収（第2条第2項第3号に掲げる事業に係るものに限る。）（第12条）	農林水産部長	生活環境文化部長 （環境政策課）
	2 第13条の施行に関する事務		
	(1) 共同納付の承認（第2条第2項第3号に掲げる事業に係るものに限る。）（第1項）	農地整備課長	環境政策課長
	(2) 共同で負担すべき額の決定（第2条第2項第3号に掲げる事業に係るものに限る。）（第2項）	農地整備課長	環境政策課長

別表第六農政部水産漁港課の項中「農政部長」を「農林水産部長」に改め、同表林務部林業政策課の項及び森林土木課の項を削り、同表林務部木材産業課の項を次のよ

うに改める。

秋田又半振 興課	森林組合法 (昭和38年法律第56号)	第4条の施行に関する事務		
		(1) 学識経験者の意見の聴取(第1項)	秋田又半振興課長	
		(2) 合併及び事業経営計画の認定(第2項)	農林水産部長	
	森林組合法	1 第10条の施行に関する事務		
		(1) 信託規程の設定の承認(第1項)	総合農林事務所長	
		(2) 信託規程の変更又は廃止の承認(第3項)	総合農林事務所長	
		2 第12条の施行に関する事務		
		(1) 信託財産を固有財産とすることの許可	農林水産部長	
		(2) 信託財産の管理方法の変更	農林水産部長	
		(3) 受託者の辞任の許可	農林水産部長	
		(4) 受託者の解任	農林水産部長	
		(5) 信託の解除の命令	農林水産部長	
		3 第19条の施行に関する事務		
		(1) 共済規程の設定の承認(第1項(第109条第1項において準用する場合を含む。))	農林水産部長 総合農林事務所長	
		(2) 共済規程の変更又は廃止の承認(第3項(第109条第1項において準用する場合を含む。))	農林水産部長 総合農林事務所長	
		4 第24条の施行に関する事務		

<p>(1) 林地処分事業実施規程の設定の承認(第109条第1項において準用する場合を含む。))</p> <p>(2) 林地処分事業実施規程の変更又は廃止の承認(第109条第1項において準用する場合を含む。))</p>	<p>農 林 水 産 部 長 総合農林事務所長</p>	
<p>5 第25条の施行に関する事務</p> <p>(1) 林道事業の費用の一部負担の認可(第109条第1項において準用する場合を含む。))</p> <p>(2) 受益者の意見の聴取(第3項(第109条第1項において準用する場合を含む。))</p>	<p>総合農林事務所長</p>	
<p>6 定款の変更の認可(第61条第2項(第100条第2項において準用する場合を含む。))</p> <p>7 設立に関する報告書の提出要求(第78条第2項(第100条第3項において準用する場合を含む。))</p>	<p>総合農林事務所長</p>	
<p>8 設立の認可(第79条(第100条第3項において準用する場合を含む。))</p>	<p>総合農林事務所長</p>	
<p>9 第80条の施行に関する事務</p> <p>(1) 認可又は不認可の通知(第100条第3項において準用する場合を含む。))</p> <p>(2) 認可に関する証明(第2項(第100条第3項において準用する場合を含む。))</p>	<p>総合農林事務所長</p>	
<p>10 第83条の施行に関する事務</p> <p>(1) 解散の決議の認可(第2項(第100条第4項において準用する場合を含む。))</p> <p>(2) 解散の届出の受理(第6項(第100条第4項において準用する場合を含む。))</p>	<p>総合農林事務所長</p>	
<p>11 第84条の施行に関する事務</p>	<p>総合農林事務所長</p>	

組合等登記令（昭和39年政令第29号）	(1) 合併等に関する報告書の提出要求（第3項（第100条第4項において準用する場合を含む。））	総合農林事務所長	
	(2) 合併等の認可（第3項（第100条第4項において準用する場合を含む。））	総合農林事務所長	
	(3) 認可に関する証明（第3項（第100条第4項において準用する場合を含む。））	総合農林事務所長	
	12 清算人の選任（第88条第2項）	総合農林事務所長	
	13 監査規程の設定、変更又は廃止の承認（第102条第1項）	総合農林事務所長	
	14 業務等の報告の徴収（第110条）	秋田又平振興課長 総合農林事務所長	
	15 監督命令（第112条）	農林水産部長	
	16 第113条の施行に関する事務		
	(1) 措置命令（第1項）	農林水産部長	
	(2) 業務の停止又は役員の変更命令（第2項）	知事	
	(3) 信託規程等の承認の取消し（第3項）	農林水産部長	
	17 解散命令（第114条）	知事	
	18 議決等の取消し（第115条第1項（第2項において準用する場合を含む。））	知事	
	19 専用契約の取消し（第116条）	農林水産部長	
	組合等登記令（昭和39年政令第29号）	総合農林事務所長	

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）	1 林業経営改善計画の認定（第3条第1項）	秋田又半振興課長 総合農林事務所長	
	2 合理化計画の認定（第4条第1項、第2項）	秋田又半振興課長 総合農林事務所長	
林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）	1 第1条の施行に関する事務		
	(1) 林業経営改善計画の変更の認定（第1項）	秋田又半振興課長 総合農林事務所長	
	(2) 林業経営改善計画の認定の取消し（第3項）	秋田又半振興課長 総合農林事務所長	
	2 第4条の施行に関する事務		
	(1) 合理化計画の変更の認定（第1項）	秋田又半振興課長 総合農林事務所長	
	(2) 合理化計画の認定の取消し（第3項）	秋田又半振興課長 総合農林事務所長	
	1 貸付金の合計額の特例承認（第3条）	農 林 水 産 部 長	
	2 第8条の施行に関する事務		
秋田県林業改善資金貸付規則（昭和51年秋田県規則第50号）	(1) 貸付けの決定（第1項）	総合農林事務所長	
	(2) 貸付決定の通知（第2項）	総合農林事務所 林 務 課 長	
	3 借用証書の受理（第9条第1項）	総合農林事務所 林 務 課 長	
	4 貸付決定の取消し（第10条）	総合農林事務所長	

<p>森林国営保険法施行規則（昭和28年農林省令第46号）</p> <p>林業改良指導員資格試験条例（昭和33年秋田県条例第4号）</p> <p>林業改良指導員資格試験条例施行規則（昭和60年秋田県規則第15号）</p>	5 損害の発生のお知らせの受理（第8条）	秋田又半振興課長 総合農林事務所長	
	6 第9条の施行に関する事務		
	(1) 実地検査	総合農林事務所長	
	(2) 農林水産大臣への報告	秋田又半振興課長	
	7 第10条の施行に関する事務		
	(1) 保険証書の記載の更正及び返還（第2項）	秋田又半振興課長	
	(2) 農林水産大臣への報告（第3項）	秋田又半振興課長	
	8 第11条の施行に関する事務		
	(1) 保険契約の解除（第1項）	秋田又半振興課長	
	(2) 農林水産大臣への報告（第2項）	秋田又半振興課長	
<p>森林国営保険法施行規則（昭和28年農林省令第46号）</p>	1 他の保険契約の申告書の受理（第11条）	秋田又半振興課長	
	2 危険増加の通知書の受理（第12条）	総合農林事務所長	
	1 受験資格者の認定（第4条第4号）	秋田又半振興課長	
<p>林業改良指導員資格試験条例（昭和33年秋田県条例第4号）</p>	2 試験の実施の公告（第5条）	秋田又半振興課長	
	3 試験の合格者の決定（第6条）	秋田又半振興課長	
<p>林業改良指導員資格試験条例施行規則（昭和60年秋田県規則第15号）</p>	受験願書の受理（第3条第1項）	秋田又半振興課長	

別表第六農政部の項に次のように加える。

森林整備課	鳥獣保護及狩猟二関スル法律(大正7年法律第32号)	
1	第7条の施行に関する事務	森林整備課長
(1)	狩猟免許試験の実施(第1項)	森林整備課長
(2)	狩猟免許試験の合格者の決定(第4項)	森林整備課長
(3)	狩猟免許の交付(第4項)	総合農林事務所長
2	狩猟免許の更新(第7条ノ4)	総合農林事務所長
3	狩猟免許の取消し又は効力の停止(第8条第1項、第2項)	農林水産部長
4	第8条ノ2の施行に関する事務	
(1)	住所又は氏名の変更等の届出の受理(第1項)	総合農林事務所長
(2)	返納狩猟免状の受理(第2項)	総合農林事務所長
5	狩猟者の登録(第8条ノ3第1項、第2項)	
(1)	県外居住者に係るもの	森林整備課長
(2)	県内居住者に係るもの	総合農林事務所長
6	有害鳥獣の捕獲等の許可(第12条)	総合農林事務所長
7	ヤマトリの販売の許可(第13条ノ2)	総合農林事務所長
8	第14条の施行に関する事務	
(1)	猟区管理規程の制定に係る環境大臣への認可の申請(第1項)	農林水産部長
(2)	猟区管理規程の変更に係る環境大臣への認可の申請(第5項)	農林水産部長

9 猟区内における狩猟等の承認(第18条)	森林整備課長	
10 第19条ノ2の施行に関する事務		
(1) 立入検査(第1項)	森林整備課長 総合農林事務所長	
(2) 検査員の任命及び身分証明書の交付(第3項)	森林整備課長	
11 必要な報告の徴収(第20条ノ3)		
(1) 県外居住者に係るもの	森林整備課長	
(2) 県内居住者に係るもの	総合農林事務所長	
12 司法警察員の指名の協議(第20条ノ4)	森林整備課長	
1 狩猟者登録証等に係る住所又は氏名の変更の届出の受理(第31条)		
(1) 県外居住者に係るもの	森林整備課長	
(2) 県内居住者に係るもの	総合農林事務所長 林務課長	
2 狩猟者登録証等の亡失の届出の受理(第32条)	森林整備課長	
(1) 県外居住者に係るもの	森林整備課長	
(2) 県内居住者に係るもの	総合農林事務所長 林務課長	
3 狩猟免状等の再交付(第33条)		
(1) 県外居住者に係るもの	森林整備課長	

鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則(昭和25年農林省令第108号)

	(2) 県内居住者に係るもの	総合農林事務所 林 務 課 長	
	4 第34条の施行に関する事務		
	(1) 返納狩猟免許等の受理(第1項、第2項、第3項、第4項)		
	ア 県外居住者に係るもの	森林整備課長	
	イ 県内居住者に係るもの	総合農林事務所 林 務 課 長	
	(2) 捕獲した鳥獣等に係る報告の受理(第5項)		
	ア 県外居住者に係るもの	森林整備課長	
	イ 県内居住者に係るもの	総合農林事務所 林 務 課 長	
	5 猟区管理規程の変更に係る環境大臣への届出(第39条)	農林水産部長	
	6 猟区の事業に係る環境大臣への報告等(第41条)	農林水産部長	
森林病害虫等防除法 (昭和25年法律第53 号)	1 第5条の施行に関する事務		
	(1) 森林病害虫等の駆除命令等(第1項)	農林水産部長	
	(2) 特別伐倒駆除命令(第2項)	農林水産部長	
	(3) 補完伐倒駆除命令(第3項)	農林水産部長	
	(4) 駆除命令の公表(第4項において準用する第3条第5項)	農林水産部長	
	(5) 不服申立ての受理及び決定(第4項において準用する第3条第7項)	農林水産部長	

分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)	(6) 命令書の交付又は公告(第4項において準用する第3条第9項及び第10項)	農林水産部長	
	(7) 駆除措置(第4項において準用する第4条)	農林水産部長	
	(8) 駆除に係る業務の協力の要請(第4項において準用する第4条の2)	農林水産部長	
	2 第6条の施行に関する事務		
	(1) 立入検査等(第1項)	森林整備課長 総合農林事務所長	
林業種苗法(昭和45年法律第89号)	(2) 立入検査員証の交付(第2項)	森林整備課長	
	3 森林害虫防除員の氏名の内申(第11条)	森林整備課長	
	4 森林病虫害等の発生等の通報の受理(第12条)	総合農林事務所長	
	1 契約の締結のおつせん(第3条)	総合農林事務所長	
	2 募集又は途中募集の届出の受理(第5条)	総合農林事務所長	
林業種苗法(昭和45年法律第89号)	3 届出事項の変更の勧告及び公表(第6条)	総合農林事務所長	
	4 届出事項の遵守の勧告及び公表(第7条第2項、第3項)	総合農林事務所長	
	5 募集の実施状況等の報告の徴収(第8条)	総合農林事務所長	
	1 第3条の施行に関する事務		
	(1) 育種母樹、普通母樹等の指定(第1項)	森林整備課長	
2 特別母樹等の指定に係る農林水産大臣への意見の具申(第4条第1項)	(2) 所有者等の意見の聴取(第3項)	総合農林事務所長 林務課長	
		農林水産部長	

3	高種母樹、普通母樹等の指定に係る公示及び所有者等への通知（第5条第1項（第9条第4項において準用する場合を含む。））	森林整備課長	
4	保護又は管理に関する必要な指示（第6条第2項）	総合農林事務所長	
5	樹木の伐採の届出の受理（第7条第3項）	総合農林事務所 林務課長	
6	第9条の施行に関する事務		
	（1）育種母樹、普通母樹等の指定の解除（第1項、第2項）	森林整備課長	
	（2）特別母樹等の指定の解除に係る農林水産大臣への意見の具申（第3項）	農林水産部長	
7	生産事業者の登録（第10条第3項）	総合農林事務所長	
8	第11条の施行に関する事務		
	（1）講習会の開催（第1項）	森林整備課長	
	（2）修了証明書の交付（第2項）	森林整備課長	
9	第12条の施行に関する事務		
	（1）登録証の交付（第1項）	総合農林事務所 林務課長	
	（2）登録の拒否に係る通知（第3項）	総合農林事務所 林務課長	
10	第13条の施行に関する事務		
	（1）生産事業者の登録の書替え交付又は再交付（第1項、第2項）	総合農林事務所 林務課長	

	(2) 生産事業の変更又は廃止の届出の受理(第3項)	総合農林事務所 林務課長	
11	第15条の施行に関する事務		
	(1) 生産事業者の登録の取消し(第1項)	総合農林事務所長	
	(2) 返納登録証の受理(第3項)	総合農林事務所 林務課長	
12	配布事業者の事業に係る届出の受理(第17条)	総合農林事務所 林務課長	
13	表示義務等の違反に対する是正命令(第19条)	総合農林事務所長	
14	第20条の施行に関する事務		
	(1) 種苗の証明(第1項)	総合農林事務所 林務課長	
	(2) 証明書の交付(第3項)	総合農林事務所 林務課長	
15	種穂の採取の禁止等(第23条)	総合農林事務所長	
16	必要な報告の徴収(第27条)	森林整備課長	
17	第28条の施行に関する事務		
	(1) 立入検査等(第1項)	森林整備課長	
	(2) 立入検査員証の交付(第2項)	総合農林事務所長	
18	監督処分(第29条)	総合農林事務所長	

林業種苗法施行細則 (昭和46年秋田県規則 第5号)	1 種穂の採取の届出の受理(第3条)	総合農林事務所 林務課長	
	2 種苗の移出入の届出の受理(第4条)	総合農林事務所 林務課長	
県営林に関する条例 (昭和38年秋田県条例 第14号)	1 県営林の保護管理の委託(第3条第1項)	農林水産部長	
	2 林産物の無償採取の許可(第4条、第9条、第11条)	総合農林事務所 林務課長	
	3 県行造林契約の解除(第8条)	農林水産部長	
県営林に関する条例施 行規則(昭和52年秋田 県規則第13号)	1 経営計画の策定(第2条第1項)	農林水産部長	
	2 県有林の貸付けの許可(第9条第2項)	総合農林事務所 林務課長	
	3 県有林の土地の処分(第11条)	農林水産部長	
	4 県行造林契約に基づく地上権設定の登記(第13条)	総合農林事務所長	
	5 造林地の転貸の許可(第17条第1項)	総合農林事務所長	
	6 造林地の処分の承認(第18条)	森林整備課長	
森林法	1 開発行為の許可(第10条の2第1項)		
	(1) 秋田県森林審議会に係るもの及び国又は他部局との調整を必要とするもの	農林水産部長	森林環境対策室長
	(2)(1)以外のもの	総合農林事務所長	
	2 開発行為に係る監督処分(第10条の3)		

<p>(1) 秋田県森林審議会に係るもの及び国又は他部局との調整を必要とするもの (2)(1以外のもの)</p>	<p>農 林 水 産 部 長 総合農林事務所長</p>	<p>森 林 環 境 対 策 室 長</p>
<p>3 保安林の指定(第25条第1項)</p>	<p>総合農林事務所長</p>	
<p>4 保安林の指定の解除(第26条第1項、第2項) (1) 秋田県森林審議会に係るもの及び国又は他部局との調整を必要とするもの (2)(1以外のもの)</p>	<p>農 林 水 産 部 長 総合農林事務所長</p>	
<p>5 保安林の指定又は解除の申請書の農林水産大臣への進達(第27条第3項(第33条の3において準用する場合を含む。))</p>	<p>農 林 水 産 部 長</p>	
<p>6 保安林予定森林等に係る農林水産大臣からの通知の受理(第29条、第33条第1項(第33条の3及び第44条において準用する場合を含む。))</p>	<p>農 林 水 産 部 長</p>	
<p>7 通知内容の告示、掲示及び森林所有者等への通知(第30条(第33条の3及び第44条において準用する場合を含む。)) (1) 第25条第1項第1号から第3号までに掲げる目的のための保安林に係るもの (2) 第25条第1項第4号から第11号までに掲げる目的のための保安林に係るもの</p>	<p>農 林 水 産 部 長 総合農林事務所長</p>	
<p>8 保安林予定森林における立木竹の伐採又は土地の形質変更の禁止(第31条(第44条において準用する場合を含む。))</p>	<p>総合農林事務所長</p>	
<p>9 異議申立てに係る意見書の農林水産大臣への進達(第32条(第33条の3及び第44条において準用する場合を含む。))</p>	<p>農 林 水 産 部 長</p>	
<p>10 指定施業要件の変更(第33条の2第1項) (1) 第25条第1項第1号から第3号までに掲げる目的のための保安林に係るもの</p>	<p>農 林 水 産 部 長</p>	

9 商工会の合併認可（第52条の2第2項、第4項）	産業経済労働部長
---------------------------	----------

別表第六産業経済労働部産業経済政策課商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）の項に次の二号を加える。

15 第58条第5項の施行に関する事務	
(1) 商工会連合会の決算関係書類の受理	産業経済政策課長
(2) 商工会連合会の報告の徴収及び検査	産業経済政策課長
(3) 商工会連合会の警告等必要な措置	産業経済労働部長
16 第58条第6項の施行に関する事務	
(1) 商工会連合会の解散届の受理	産業経済政策課長
(2) 商工会連合会の清算人の選任	産業経済政策課長
(3) 商工会連合会の財産処分方法の認可	産業経済政策課長
(4) 商工会連合会の清算終了届の受理	産業経済政策課長

別表第六産業経済労働部労働政策課職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の項第十号中「職業能力開発校長」を「労働政策課長」と改め、同表産業経済労働部労働政策課雇用促進課長に規定（昭和五十一年労働法令第三号）の項第一号中「職業能力開発校長」を「労働政策課長」と改め、同表第三号中「中小企業人材育成訓練設備助成金の支給」を「広域団体認定訓練助成金」と改め、同表職業経済労働部労働政策課秋田県職場適応訓練委託規則（昭和三十八年秋田県規則第五十号）の項を削り、同表産業経済労働部労働政策課秋田県職業訓練手当支給規則（昭和四十一年秋田県規則第四十八号）の項第一号中「訓練手当支給制限」を「公共訓練に係る訓練

手当支給制限」と改め、同号(2)中「訓練手当返還命令」を「公共訓練に係る訓練手当返還命令」と改め、同表第三号(1)中「訓練手当受給資格認定申請書」を「公共訓練に係る訓練手当受給資格認定申請書」と改め、同号(2)中「受給資格」を「公共訓練に係る受給資格」と改め、同表第三号(3)中「記載事項変更届」を「公共訓練に係る記載事項変更届」と改め、同表第三号(4)中「訓練手当支給請求書」を「公共訓練に係る訓練手当支給請求書」と改め、同表産業経済労働部労働政策課の項に次のように加える。

雇用対策室	秋田県職場適応訓練委託規則（昭和38年秋田県規則第50号）	1 委託事業主の認定（第3条）	雇用対策室長	
		2 職場適応訓練指示連絡通知書（変更、取消通知書を含む。）の受理（第4条第1項、第2項）	雇用対策室長	
		3 職場適応訓練受託申込書の受理（第5条第1項）	雇用対策室長	
		4 委託契約の締結（第7条第1項）	雇用対策室長	
		5 契約の変更及び解除（第13条第3項）	雇用対策室長	
		6 職場適応訓練費請求書の受理（第15条第3項）	雇用対策室長	
		7 職場適応訓練費の返還命令（第17条）	雇用対策室長	
		8 報告の徴収及び調査（第18条）	雇用対策室長	
		9 職場適応訓練実績報告書の受理（第19条第1項）	雇用対策室長	
		秋田県職業訓練手当支給規則		1 第7条の施行に関する事務
		（1）職場適応訓練に係る訓練手当支給制限の決定（第1項）	雇用対策室長	
		（2）職場適応訓練に係る訓練手当返還命令（第2項）	雇用対策室長	
		2 第8条の施行に関する事務		
		（1）職場適応訓練に係る訓練手当支給資格認定申請書の受理（第1項）	雇用対策室長	
		（2）職場適応訓練に係る受給資格の認定及び通知（第2項）	雇用対策室長	
		（3）職場適応訓練に係る記載事項変更届の受理（第3項）	雇用対策室長	
		3 職場適応訓練に係る訓練手当支給請求書の受理（第9条）	雇用対策室長	

別表第六建設交通部建設管理課公有地の拡大の推進に関する法律の項の次に次のように加える。

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）			
1	全国計画についての国土交通大臣への意見の具申（第5条第3項（同条第8項において準用する場合を含む。））	知事	
2	第7条の施行に関する事務		
	（1）都道府県計画の作成（第1項）	知事	
	（2）国土利用計画法地方審議会等の意見の聴取（第3項（第9項において準用する場合を含む。））	建設交通部長	
	（3）国土交通大臣への報告及び要旨の公表（第5項（第9項において準用する場合を含む。））	建設交通部長	
3	国土利用計画法地方審議会等の意見の聴取並びに市町村に対する助言及び勧告（第8条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。））	建設交通部長	
4	第9条の施行に関する事務		
	（1）土地利用基本計画の作成（第1項）	知事	
	（2）国土利用計画法地方審議会等の意見聴取及び国土交通大臣に対する承認申請（第101項（第14項において準用する場合を含む。））	建設交通部長	
	（3）土地利用基本計画の要旨の公表（第131項（第14項において準用する場合を含む。））	建設交通部長	
5	規制区域の指定（第12条第1項）	知事	
6	権利移転等の許可及び変更許可（第14条第1項）	建設管理課長	
7	不許可土地に係る権利の買取り（第19条第2項）	建設交通部長	

8	権利移転等の届出をした者に対する勧告(第24条第1項)	建設交通部長	
9	勧告に基づき講じた措置の報告の徴収(第25条(第27条の4第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。))	建設管理課長	
10	勧告内容の公表(第26条(第27条の4第2項において準用する場合を含む。))	建設交通部長	
11	権利の処分についてのおつせん等(第27条(第27条の4第2項において準用する場合を含む。))	建設管理課長	
12	第27条の2の施行に関する事務		
	(1) 監視区域の指定(第1項)	知事	
	(2) 土地利用審査会等の意見の聴取(第2項)	建設交通部長	
	(3) 監視区域の指定の公告(第3項)	建設交通部長	
	(4) 監視区域の指定の国土交通大臣への報告(第3項)	建設管理課長	
	(5) 監視区域の指定の解除(第3項(第5項において準用する場合を含む。))	知事	
	(6) 監視区域の指定の解除の公告(第4項(第5項において準用する場合を含む。))	建設交通部長	
	(7) 監視区域の指定の解除の国土交通大臣への報告(第4項)	建設管理課長	
13	監視区域における届出者に対する勧告(第27条の4第1項)	建設交通部長	
14	遊休土地である旨の通知(第28条第1項)	建設管理課長	
15	遊休土地の利用に係る必要な助言(第30条)	建設管理課長	
16	遊休土地に係る計画の届出をした者に対する勧告(第31条第1項)	建設交通部長	

国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）	17 遊休土地の買取り協議を行う地方公共団体等の決定等（第32条第1項）	建設交通部長	
	18 遊休土地利用に関する計画の決定等の措置（第35条）	建設交通部長	
	19 立入検査等（第41条）	建設交通部長	
国土利用計画法施行規則（昭和49年総理府令第72号）	基準地の標準価格の判定（第9条第1項）	知事	
	事前確認（第21条第1項）	建設管理課長	

別表第六建設交通部都市計画課秋田県屋外広告物条例（昭和四十九年秋田県条例第二十号）の項第七号（一）中「都市計画課長」を「建設事務所長」と改め、同項第十三号（一）中「第1項第3号」を「第1項第4号」とし、「建設事務所長」を「都市計画課長」と改め、同表建設交通部都市計画課土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の項第十九号中「評議員」を「評価員」と改め、同項第四十二号（三）中「第4項」を「第3項」と改め、同表路地の欄中「農政部」を「農林水産部」と改める。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社松原印刷社
 電話(0862)8766 F A X(0863)0005
 E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄